

〈ひろぎん〉データ伝送サービス（ADP）ご利用規定

（2023年5月25日現在）

1. 定義

- 〈ひろぎん〉データ伝送サービス（ADP）（以下「本サービス」といいます。）は、本サービスの申込人ご本人（以下「契約者」といいます。）が所有（占有・管理）するコンピュータ等を使用した依頼にもとづき、次のサービスを利用できます。
 - 照会サービス
あらかじめ指定された契約者名義の照会指定口座の振込明細、入出金明細を照会できるものとします。
 - データ受付サービス
契約者からの依頼により「総合振込」「給与（賞与）振込」「口座振替」等、各種依頼データの受付を行います。各種データ取扱いの詳細については、別途契約者との間で定めるものとします。
- 対象者
当行所定の申込書により本サービスの利用申込みを行った、普通預金口座または当座預金口座を保有する法人、法人格のない団体（権利能力なき社団）または個人事業主で、当行所定の基準を満たす方が本サービスの対象者になります。なお、契約者は本規定の内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意することとします。
- ご利用口座
 - 代表口座兼手数料決済口座
代表口座とは、各種照会口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義の普通預金口座、あるいは当座預金口座とします。
なお、代表口座は、基本手数料及び振込手数料を引落す手数料決済口座とします。
 - 照会口座
照会口座とは、各種照会口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義（契約者の支店名義・営業所名義等を含む）の普通預金口座、当座預金口座または通知預金口座とします。
 - お届出いただくご利用口座の口座数は、当行所定の数を越えることはできません。
 - 照会口座の登録・変更・削除については、当行所定の書面により届け出てください。
- 取扱時間
当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であってもお客様に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。
- 手数料等
 - 本サービスご契約期間中は、毎月当行所定の基本手数料を支払ってください。また、振込手数料等は別途必要です。
 - 基本手数料および振込手数料は都度または当行所定の振替日に（本サービスを解約するときは解約日）に、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで手数料引落口座から自動的に引落します。
 - 当行は基本手数料およびその支払方法を本規定に別途定める方法に従い、変更することができます。基本手数料以外の本サービスに係る諸手数料についても、新設または改定する場合があります。

2. パスワード等

- パスワード等の届け出
本サービスに使用するパスワード・ファイルアクセスキー（以下「パスワード等」といいます。）をあらかじめ「〈ひろぎん〉データ伝送サービス（ADP）申込書」により届け出るものとします。また、これを変更する場合も同様とします。
- パスワード等の管理
パスワード等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理を行うものとします。なお、パスワード等の当行への問合せには応じられません。
- パスワード等の失念
万が一、パスワード等を失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により当行へ届け出てください。
- サービスの取扱中止
契約者がパスワード等を当行の所定の回数以上誤って入力したときは、当行は当行所定の期間本サービスの取扱いを中止します。

3. 照会サービスの受付等

- 照会サービスを利用する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をコンピュータ等により操作してください。
- 契約者からの取引において、パスワード等と当行に登録された内容との一致を確認した場合には、当行は送信者を契約者ご本人とみなします。
- すでに応答した内容について訂正依頼その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく変更または取消いたします。

4. データ受付サービスの受付等

- データ受付サービスを利用する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をコンピュータ等により送信してください。
- 契約者からの取引において、パスワード等と当行に登録された内容との一致を確認した場合には、当行は送信者を契約者ご本人とみなします。
- 契約者が、当行にデータを伝送したときはその各データの内容を当行の定める方法により通知するものとします。
- 契約者が、当行に伝送したデータに瑕疵がある場合には、契約者・当行間で協議のうえ、契約者は再度伝送処理するものとします。
- 回線の不通、機器障害その他止むを得ない事由により所定の日時までにデータ伝送ができない場合は、契約者・当行間で協議のうえ対策を講ずるものとします。

5. 取引内容の確認

- この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは当行の機械記録内容をもって処理させていただきます。

6. 届出事項の変更等

- 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表口座のお届印の印章により記名捺印した、当行所定の書面によりお取引店に直ちに届出るものとします。変更の届け出は当行の変更処理が終了した後には有効となります。この届け出の前に生じた損害については当行は一切の責任を負いません。
- 前項の届け出がなかったために、当行からの通知、又は送付する書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

7. 解約等

- 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後には有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 契約者に以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当行に対する届出住所地に対し、当行が解約通知を発送したときに生じるものとします。
 - 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - 解散、その他営業活動を休止したとき
 - 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - 暗証番号等を不正に使用したとき
 - 本規定または本規定にもとづく当行所定事項に違反したとき
 - その他、当行が本サービスの中止を必要とする合理的な事由が生じたとき当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。但し、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
- 「照会口座」が解約された場合は、該当口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、「代表口座兼手数料決済口座」が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなします。
- この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼については全て無効とし、当行はその処理をする義務を負いません。

8. 免責事項

- 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- 回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等または照会口座の取引明細等の取引情報が漏洩しあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 本サービスに使用する機器及び通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動する事について保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。
- コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 申込書をはじめとする各種書面の印影と、代表口座の届出印の印影を当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合で、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があったときには、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。
- 取引依頼の受付の際送信された口座番号、パスワード等とあらかじめ届出されている口座番号、パスワード等との一致を確認して取扱いましたうへは、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- その他本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害に対し、当行は一切の責任を負いません。

9. 海外からの利用

本サービスは、国内からのご利用に限るものとし、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、契約者が本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令、事情、その他の事由により、本サービスの全部または一部をご利用頂けない場合があります。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越取引約定書、通知預金規定により取扱います。

11. サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。
また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

12. サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止することができます。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

13. サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この休止の時期及び内容については、当行のホームページその他の方法によりお知らせします。

14. 通知手段

契約者は、当行からの通知等の手段として当行ホームページへの掲示等が利用されることに同意するものとします。

15. リスクの承諾

契約者は、パンフレット、ホームページ等に記載されている通信の安全性のために採用している当行所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認手段について理解し、リスク内容を承諾したうえで、本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず不正利用により契約者が損害を受けた場合、当行は責任を負いません。

16. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

17. 譲渡・質入などの禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、譲渡、質入れ、第三者への貸与などはできません。

18. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. 規定の変更

本規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。

以 上